

国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ

7月中に保険証や受給者証を郵送します

現在使用している後期高齢者医療被保険者証や国民健康保険高齢受給者証、福祉医療費受給資格者証は、7月31日で有効期限が切れます。引き続き対象となる人には、7月中に新しい被保険者証、受給者証、受給資格者証を発送します。8月1日から使用してください。

後期高齢者医療被保険者証

《対象》75歳以上の人、または65歳～74歳までの障害認定を受けていて後期高齢者医療被保険者証をすでに持っている人です。

新しい被保険者証(水色)が届きましたら、氏名、住所、生年月日等を確認していただき、今まで使用していた被保険者証は、ご自分で破棄してください。

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、被保険者証と同じく7月31日に期限が切れます。負担区分等に変更がない場合は、新しい認定証を被保険者証に同封しますので、ご確認ください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院や、高額な外来診療を受ける際に医療機関に提示すると、医療費の窓口負担と、入院時の食事代などが所得に応じた負担額でおさえられます。住民税非課税世帯の被保険者の方で、交付を希望される方は、役場までお問い合わせください。

※希望者には保険証を「簡易書留」でお送りします。ご希望の方は7月12日までに国保係へご連絡ください。

70～74歳の方の国民健康保険高齢受給者証

《対象》国民健康保険に加入している70～74歳までの人(後期高齢者医療制度加入者は除く)です。

《有効期限》来年の7月31日か満75歳になる前日までです。

ひとり親家庭や障害のある人の福祉医療費受給資格者証

《対象》18歳未満の子どもがいるひとり親家庭や、一定の障害のある人で、すでに福祉医療費受給資格者証を持っている人です。

※対象となる人で、平成27年度の住民税などの申告や資格の確認が必要な人には、その旨を通知します。

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を郵送します

後期高齢者医療の保険料額決定通知書

後期高齢者医療制度の加入者に、保険料額決定通知書を7月中に発送します。普通徴収の第1期の納期限は7月31日です。今年度、新たに75歳になる方は、国保税などを口座振替で納付していても、新たに申込みが必要です。

第66回『社会を明るくする運動』について

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

法務省主唱の『社会を明るくする運動』の強調月間が7月1日から一か月間全国一斉に展開されます。今年で66回目を迎えるこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今年の運動の重点事項は、「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」・「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」・「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」です。

犯罪や非行のない明るい社会づくりにそれぞれの立場において御協力をお願いします。

問合せ先 総務課 地域安全係 ☎82-2110

国民健康保険税の納税通知書を7月中旬に郵送します

国民健康保険税は、被保険者のみなさんが病気やけがなどで病院にかかったときの医療費に充てられる大切な財源です。納期までに納めましょう。

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、同一世帯に国保の加入者がいれば、世帯主宛てに納税通知書が送られます。

■賦課限度額を引き上げます

所得の高い人でも、国民健康保険税の負担については賦課限度額が決まっています。所得に応じた保険税の納付となるように、医療給付費分の賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を17万円から19万円に引き上げます。これにより中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定となります。

■所得の低い人への保険税の軽減措置が拡充されます

世帯の前年中の所得が定められた所得基準を下回っている場合は、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。この軽減の基準となる所得額が引き上げられ、5割軽減と2割軽減の対象が拡大されました。

ただし、国保加入者に未申告の人がいると軽減がされませんので、必ず申告してください。

問合せ先 住民税務課 税務係 ☎82-2113 (直通)

軽減割合	前年中の総所得の合計額
7割	33万円以下
5割	33万円+26万円×被保険者数 以下
	↓
	33万円+26.5万円×被保険者数 以下
2割	33万円+47万円×被保険者数 以下
	↓
	33万円+48万円×被保険者数 以下

年金

○国民年金保険料免除・猶予制度のお知らせ

20歳以上60歳未満のすべての方は国民年金に加入し保険料を納めることとなります。保険料をお忘れの状態でも、万が一、事故や病気等により障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納付することが困難の場合、一定の基準により保険料の納付が免除や猶予となる制度があります。

○申請免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、所得額に応じて保険料の納付が段階的に全額4分の3半額4分の1が免除されます。

ただし、2部免除の場合は残りの保険料、4分の3免除は4分の1を半額免除は半分を4分の1免除は4分の3を納めない」と未納と同じ扱いになります。今年度の免除期間は平成28年7月から平成29年6月までです。

○納付猶予制度

本人が50歳未満で、世帯主に関係なく本人・配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。今年度の猶予期間は平成28年7月から平成29年6月までです。

○学生納付特例制度

本人が学生で、前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料の納付が猶予されます。今年度の猶予期間は平成28年4月から平成29年3月までです。

―申請は原則として毎年必要です―

今まで保険料の一部免除等されており引き続き希望される方は、前年度の期間が6月で終了しますので、7月以降に住民税務課住民係の窓口か高崎年金事務所へ免除申請の手続きをしてください。

なお、申請は原則として毎年必要ですが、全額免除(失業による特例を除く)・納付猶予については、申請時に免除等を継続する希望を申し出ただけで次年度以降の申請が不要となります。(学生納付特例の場合は学生の期間については不要)

※2年1か月前の期間まで遡って免除等の申請ができます。

問い合わせ先

下仁田町役場 住民税務課住民係 ☎0274-820-2112(直通)
高崎年金事務所 国民年金課 ☎027-367-17780



「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
とのポータビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211